

各 位

会 社 名 株式会社ジャストプランニング

代表者名 代表取締役社長 酒井 敬

(コード: 4287、JASDAQ)

問合せ先 取締役

佐久間 宏

TEL. 03-3730-1041

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 4 月 27 日開催予定の第 28 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日より施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、電子提供措置に関する規定の新設を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

	,
現行定款	変更案
第1条~第17条(条文省略) (新設)	第1条~第17条(現行どおり) (株主総会参考書類等の電子提供措置) 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務 省令で定めるものの全部または一部につ いて、議決権の基準日までに書面交付請
第 <u>18</u> 条~第 <u>44</u> 条(条文省略)	水した株主に対して交付する書面に記載 <u>しないことができる。</u> 第 <u>19</u> 条~第 <u>45</u> 条(現行どおり)
附則 (新設)	附則 第 1条 定款第 18 条(株主総会参考書類等の電子提供措置)は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、従前の例による。 3 本附則は、2023 年 3 月 1 日にこれを削除する。

以上